

日本経団連 2008年の優先政策事項と民主党の政策・取り組み

「民主党と政策を語る会」
2008年6月4日

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
1. 経済活力、国際競争力強化に向けた税・財政改革	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の確実な黒字化 －歳出削減の徹底 －消費税の拡充による安定財源の確保など社会保障費増大への対応 	<p>中央、地方、社会保障の役割分担の明確化、大胆な地方分権、公会計制度見直しなどにより、二重行政、ムダづかいを排する。政治家が自ら予算を編成し、省庁の縦割りを排する。ムダづかいの温床である特別会計をゼロベースで見直す。以上のような改革をはじめ、談合・天下りの根絶、契約の適正化、国家公務員総人件費削減、特殊法人・独立行政法人等の改革などを進め、2011年度には国・地方の基礎的財政収支の黒字化を図る。</p>	<p>税金のムダづかいの徹底的な排除、地方分権の大胆な推進による国・地方における財政資源の効率的活用などによる歳出改革の具体的内容を昨年参議院選挙マニフェストに盛り込んだ。党独自の調査や衆議院の予備的調査により、談合・天下り、特別会計にかかる税金のムダづかいの実態を明らかにした。特に、道路特定財源については、国会審議等により巨額のムダづかいを明らかにし、抜本改革に向けた国民世論を喚起することとなった。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税、所得税、消費税等の税体系全体の抜本改革 	<p>「公平・透明・納得」という納税者の視点に立った原則を定め、この原則の下、税の仕組み、所得把握の方法、徴収のあり方等、税に関わる全ての体制を新たに作り直す。消費税については福祉目的以外には使わない原則を定め、それにより、公正で安定した社会保障制度と国民に対し税負担とその用途を明確に示す仕組みを確立する、インボイス制度導入により、消費者の負担した消費税が適正に国庫に納税されるようにするなどの抜本改革を行う。</p> <p>自動車関係諸税については、社会的なコストを生じていることに着目し、自動車取得税は廃止、自動車重量税及び自動車税は地方の一般税源の保有税に一本化、ガソリン等の燃料に対する課税は、一般財源の「地球温暖化対策税(仮称)」に一本化する。</p>	<p>昨年末に「民主党税制改革大綱－納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築く－」をとりまとめ、税制の抜本改革案を提示した。</p> <p>道路特定財源に関しては、(1)道路特定財源制度に係わる暫定税率を延長しない、(2)道路特定財源の一般財源化、(3)国直轄事業の地方負担金廃止の3点を柱とする「道路特定財源制度改革関連3法案」を参議院に提出した。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税関係 －研究開発促進のための措置 －新たな公益法人制度への対応等に必要な税制措置の実現 －法人実効税率の引下げ(国際的整合性を踏まえ30%を目標に引下げ) －地方税については、受益者負担の原則に基づき法人化税への過度な偏重を是正 －移転価格税制や外国税額控除制度など国際税制の整備 	<p>租税特別措置については、適用実態を調査し、必要なものについては法律の本則とし、必要性に乏しいものについては廃止する。法人税率については、租税の整理合理化を進める中で、課税ベースが拡大した場合には、水準を見直していく。</p> <p>新たな公益法人制度については、公益の認定基準に省庁OBの在籍や国との契約状況などを加えるなど税制面から制度改革の趣旨を担保した上で、NPOと整合的な優遇税制を適用する。</p> <p>企業活動の円滑化を図るため、速やかに関係各国と調整を行う体制を整える。</p>	<p>昨年末に「民主党税制改革大綱－納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築く－」をとりまとめ、法人税関係についても抜本改革案を提示した。</p> <p>租税特別措置については、その適用実態を調査し、正当性を検証して整理合理化を進める旨の「租税透明化法案」を参議院に提出し、これを参議院で可決した。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所得税関係 －低・中所得層に配慮した減税 －控除制度の抜本改革 －社会保障番号を活用した公平性・透明性の確保 －金融所得の一元的課税の検討 	<p>格差の下への拡大を止めるため、相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、給付付き税額控除制度を導入する。特に人的控除については、「控除から手当へ」転換を進める。「配偶者控除」、「扶養控除(一般、特定扶養控除、老人扶養控除は含まない。)」は「子ども手当」へ転換する。</p> <p>給与所得控除については、特定支出控除を使いやすい形にするとともに、適用所得の上限を設ける等の見直しを行う。</p> <p>所得の捕捉を進め、「必要な人に適切な給付」を確実に実現するため、税と社会保障共通の番号制度を導入する。</p> <p>金融資産の流動性等に鑑み、当分の間は金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大する。証券税制については、二重課税調整、安定的な個人株主育成の観点から、配当課税の軽減税率は維持するが、譲渡益課税の軽減税率は廃止する。</p>	<p>昨年末に「民主党税制改革大綱－納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築く－」をとりまとめ、個人所得税関係についても抜本改革案を提示した。金融所得の損益通算の範囲拡大については、08年度税制改正で一部実現した。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
2. 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革と少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> 年金・医療保険、介護保険の一体的改革による持続可能な社会保障制度の確立 	<p>年金や生活保護、障がい者の所得保障、その他低所得者対策などの所得保障について国の責任を明確に位置づける。所得の捕捉を進め、「必要な人に適切な給付」を確実に実現するため、税と社会保障共通の番号制度を導入する。</p>	<p>厚生労働部門においては医療・介護の一体的な改革について検討中。また、年金調査会、税制調査会等と連携して持続可能な制度を実現するための税・保険料のあり方について議論を開始。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金改革 <ul style="list-style-type: none"> 給付と負担の関係を見直し、負担能力のある高齢者による保険料の負担を実現 消費税率の引上げ等による基礎年金における国庫負担割合の2分の1への引上げ 基礎年金の全額税方式化について幅広く検討 年金記録問題の着実な解消 社会保障番号・個人勘定の整備、税・年金の徴収一元化 	<ul style="list-style-type: none"> すべての年金を例外なく一元化する。 基礎(最低保障)部分の財源はすべて税とし、高額所得者に対する給付の一部ないし全部を制限する。 所得比例部分の負担と給付は、現行水準を維持する。 消費税は全額年金財源(基礎部分)に充当する。 年金記録問題の解消のためには、年金加入者全員に保険料納付記録を送付し、確認を求めめる。 	<p>年金問題の解決のために、定期的に部門会議を開催し、2008年の通常国会では2本の法案を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『『ねんきん特別便』緊急支援法案』は、宙に浮いた5000万件の名寄せによって持ち主の特定ができた記録について、見つかった記録そのものもしくはそのヒントを記載して送付することを内容とするもの。その後政府は、持ち主であると特定できた方には記録そのものを送付することを決定した。 『国民年金保険料過払い還付法案』は、現行の年金制度の問題点の一つであった国民年金保険料が過払いとなっている場合に還付できるようにしたもの。同日中に社会保障庁は運用の改善によって過払い保険料を還付することを指示した。 <p>年金制度改革については、既に公表している基本的な考え方を元に、より具体的な検討を続けている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 医療制度改革 <ul style="list-style-type: none"> 在院日数の短縮、医療の標準化、後発医薬品の使用促進 診療報酬の包括化促進 混合診療解禁など医療保険における官民の役割分担の見直し ICT(情報通信技術)を活用した医療の透明化・効率化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 一急性期病院における包括払い制度の導入推進、患者側に治療計画及び予想される経過を説明するクリティカルパスを導入、医療の透明化、標準化を進め、在院日数の短縮化を図る。 一後発医薬品の効果は先発品と同等との評価を得ているが、公的機関による評価のための情報収集を推進する。 一電子カルテ・指示の導入を推奨する。 	<p>医療崩壊を食い止めるには、診療報酬の上げ下げで医療政策を誘導すべきではなく、大胆な一般財源の投入が不可欠である。制度面でも、勤務医の労働条件の向上・女性医師の就業維持と職場復帰支援・医師の地域派遣制度の創設・医師養成定員増員・無過失補償制度の整備などが必要であり、医療崩壊の現状を打開するべく、総合対策を打ち出す準備をしている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策 <ul style="list-style-type: none"> 国・地方の役割分担の見直しや省庁縦割りの排除による保育サービスや放課後対策の柔軟化・多様化・効率化 一低・中所得層に配慮した経済的支援の枠組みの構築 一家族・地域の絆を深める国民運動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども手当を中学校卒業までの子どもに月額2万6千円を支給することにより、子どもの育ちに経済的支援をおこなう。 多様で質の高い保育と学童保育の拡充、幼保一本化の推進、小児医療体制の充実、男性・女性のはたらき方を見直すことも含めたワークライフバランスの実現など、子ども・子育ての応援政策を推進する。 子ども家庭省の設置により、縦割り行政の弊害を是正し、子どもに関する人手や予算を「子ども家庭省」に一元化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年通常国会に「子ども手当法案」を提出。 2007年臨時国会に「児童扶養手当法案」を提出、2008年通常国会にて審議。
3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放の推進 <ul style="list-style-type: none"> 規制改革会議の活動支援 一集中受付月間における要望の実現割合の大幅向上 一市場化テストを通じた官業の民間開放実現(ハローワーク、窓口業務など) 	<p>民間の活力と創造力を引き出し、新たな需要を掘り起こすために、民間事業活動に関する規制の見直し、公正競争の環境確保に努める。</p>	<p>内閣部門会議において、内閣府規制改革推進室より、規制改革会議における議論の進捗等についてヒアリングを実施し、党内議論を重ねている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 公務員制度改革 <ul style="list-style-type: none"> 一国家公務員制度改革基本法(仮称)の策定(含 人事管理の一元化、複線的な人事・給与システムの整備、能力・実績主義の徹底) 	<p>行政サービスの質の向上と国民への説明責任の強化を図る。内閣人事局を設置し、内閣一元管理による幹部職制度を創設する。定年を延長するとともに、再就職斡旋を禁止する。労働基本権を回復する。</p>	<p>政府提出の「国家公務員改革基本法案」の審議にあたり、内閣人事局の設置、幹部人事の内閣一元化、政官接触制限規定の削除など、民主党の主張を大幅に取り入れる形で、与野党合同にて修正する旨を合意。修正された法案は5月29日に衆議院で可決され、現在、参議院内閣委員会で審議中。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人改革 <ul style="list-style-type: none"> 一整理合理化計画の閣議決定(含 事業の廃止・縮減、統合、民営化ならびに特定独立行政法人の非公務員化)とその着実な実施 	<p>独立行政法人や特殊法人、及びこれらに係わる特別会計は、原則廃止を前提に全てゼロベースで見直し、民間として存続すべきものは民営化し、国としてどうしても必要なものは国が直接行う。</p>	<p>参議院選挙マニフェストに明記した「特殊法人・独立行政法人の改革」を実現するために、3年以内に独立行政法人・特殊法人等の廃止・民営化・委譲等を実施する趣旨の「独立行政法人及び特殊法人の廃止、民営化等の推進に関する法律案」の提出を準備中。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 経済法制 <ul style="list-style-type: none"> 一会社法、金融商品取引法を柔軟な制度として維持(独立社外取締役の強制等の規制を追加しない等) 一より一層、適正な手続きを確保する観点から、独占禁止法の抜本的改正を実現(現行審判制度の廃止等) 	<p>会社法は企業の柔軟な経営体制の構築に資する一方で、「市場の健全性」の観点から弱く、また企業集団法制について一部未整備な点がある。株式を公開している会社は、投資家が要請する情報開示や会計、内部監査等を適切に実行しなければならないことから、公開会社に適切なガバナンス等を義務づける「公開会社法(仮称)」の制定を検討する。</p> <p>169国会政府提出の「独占禁止法等改正案」に対しては、①審判制度の廃止、②公正な手続きを担保するための弁護士立会権、③調書の写しの交付要求権、につき、修正を要求。また、下請法の見直しや「中小企業いじめ防止法案」の制定により、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止し、公正取引委員会の機能強化と体制充実を図る。</p>	<p>党内に「公開会社法PT」を設置し、「公開会社法(仮称)」について検討中。</p> <p>党内に「独占禁止法・競争政策PT」を設置し、日本経団連はじめ団体等より精力的にヒアリングを行い、独禁法改正案についての検討を行い、3点の修正要求項目を取りまとめた。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
4. 日本型成長モデルの実現に向けたイノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期科学技術基本計画の着実な実施、政策目標の実現 <ul style="list-style-type: none"> －政府研究開発投資は対GDP1%超を確保 －戦略重点科学技術について規制改革や初期需要の創出などの施策を府省の壁を超えて包括的に実施 －異分野技術を融合させる「社会還元加速プロジェクト」を推進 ・フロンティアの開発・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> －宇宙基本法の早期成立 －海洋基本法に基づく関連施策の総合的かつ計画的な実施 ・人材育成等 <ul style="list-style-type: none"> －世界トップレベルの研究・教育拠点の形成 －大学・大学院における高度人材の育成 －産学官連携の促進、ベンチャー企業育成策の戦略的な実施等 ・知的財産政策の強化 <ul style="list-style-type: none"> －世界特許の構築に向けた制度・運用の国際調和・相互承認の推進 －模倣品・海賊版対策の強化 －わが国の先進的技術の国際標準化に向けた国際標準総合戦略の推進 ・コンテンツ産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> －10年後に市場規模を約5兆円拡大(13.6兆円⇒18.6兆円) 	<p>産学官が協力し、新しい科学技術が社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部(仮称)」を、現在の総合科学技術会議を改組して、内閣総理大臣のもとに設置する。同戦略本部では、科学技術政策の基本戦略並びに予算方針を策定し、省庁横断的な研究プロジェクトや基礎研究と実用化の一体的な推進を図る。また、プロジェクトの評価を行い国会に報告する。</p> <p>宇宙開発は、日本国憲法の平和主義理念を基調として、宇宙環境との調和・共生を図りつつ、防災・環境・食料・エネルギーといった国民生活はもとより、地球全体の利益向上に資するために環なうものとする。宇宙開発にあたっては、責任ある組織体制の整備、JAXAの見直し、新規参入の促進、宇宙外交の推進を図る。民主党のリードによって成立した「海洋基本法」の厳正な運用。</p> <p>スーパーサイエンスハイスクール(14億円)を強化するとともに、科学の面白さを子どもたちに実感させるため、産業界の協力を得て、サイエンスキャンプ(研究所などでの実験体験など)や研究者の小中学校への派遣などを行う。研究者奨学金を、1500億円から3000億円と米国並みに倍増し、国籍を問わず国内の研究プロジェクトへの支援を強化する。また、研究者ビザの拡充など優れた外国人研究者がわが国に集まる環境をつくる。</p> <p>国際競争力の強化、科学技術振興を図るため、知的財産権の強化に取り組む。「知的財産基本法」をさらに具体化し、中小企業・ベンチャー企業に対する支援強化、知的財産紛争処理能力の強化、知的財産権に関する専門家の育成、地域をはじめとする産学の連携強化、研究開発予算の見直し、研究者の意欲向上につながる環境改善、TLOの充実、模倣品対策や特許権侵害対策の強化を進める。</p> <p>・コンテンツ産業育成のため、知的財産権の強化に取り組むとともに、中小企業・ベンチャー企業支援を行う。中小企業研究開発予算を5倍増、大学・研究期間と中小企業の共同研究を制度・予算面で強化する。 ・NHKのコンテンツをインターネットで提供できるようにするため、NHKのインターネット利用に関する規制を見直す。</p>	<p>党内に「研究開発環境整備プロジェクトチーム」、「科学技術政策検討チーム」を設置し、関係者等との意見交換を踏まえ、党科学技術政策の見直しを行った。また、与党と協議し、「研究開発力強化法案」を取りまとめた。</p> <p>党内に「宇宙基本法検討プロジェクトチーム」を設置し、検討を進めた。166通常国会に提出されていた与党の「宇宙基本法案」に対し、法律の目的に日本国憲法の平和主義の理念や環境との調和の明記、責任ある組織体制の整備、JAXAの見直し、民間参入の促進などについて修正を行い、169通常国会において衆議院内閣委員長提案として「宇宙基本法」を成立させた。海底資源の活用などに重点を置いて具体化をすすめている。</p> <p>党内に「研究開発環境整備プロジェクトチーム」、「科学技術政策検討チーム」を設置し、関係者等との意見交換を踏まえ、党科学技術政策の見直しを行った。また、与党と協議し、「研究開発力強化法案」を取りまとめた。</p> <p>169国会政府提出の「特許法等改正案」については、知的財産権の戦略的な活用促進や迅速かつ適正な権利保護の観点から、制度の利便性を高めることに資すると判断し賛成、成立させた。</p> <p>・2007年12月、NHKの番組アーカイブのブロードバンドによる提供をNHKの業務に追加すること等を盛り込んだ「放送法等の一部改正案」(政府提出)を成立させた。</p>
5. 持続可能で活力ある経済社会の実現に向けたエネルギー政策と地球環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー安全保障の強化 <ul style="list-style-type: none"> －戦略的なエネルギー関連施策・外交を展開 －原子燃料サイクルを含む原子力政策を推進 －原油価格高騰の対策として、①他の消費国と連携し産油国に安定供給を働きかけ、②原油取引市場に対する省エネ対策や代替エネルギー開発の積極的な情報発信 ・民間主導による低CO2経済社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> －環境税や国内排出権取引制度などの経済統制的な施策の不採用 －民間活力を重視した対策推進(経団連環境自主行動計画の尊重、国民運動の展開、サマータイムの導入) －環境・エネルギー関連のブレイク・スルー技術開発の強力な推進 －わが国環境技術の活用による地球規模の温暖化防止への貢献の拡大 ・ポスト京都の国際的枠組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> －米中印を含む全主要排出国が参加しやすい柔軟で多様性のある新たな国際的枠組みの構築 	<p>エネルギーを安定的に確保する「エネルギー安全保障」の確立は、国家としての責務であり、長期的な国家戦略を確立・推進する機関を設置し、一元的に施策を進める。持続可能な成長と地球温暖化防止の両立を図るため、環境対策技術の環境を推進し、総合的なエネルギーのベストミックス戦略を確立する。核燃料サイクルを含む原子力政策については、将来展望を持ち、安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、国際社会と連携協力して着実に取り組む。安全性を最優先に考え、万々に備えた防災体制と実効性のある安全検査体制の確立に向け、現行制度の抜本的な見直しを図る。原油価格高騰に対する中期的、国際的取組みとしては、①新エネ・省エネ技術開発・普及の推進による、エネルギー供給源の多様化、②石油備蓄制度の在り方について、抜本的に見直し、③IEA、OPEC等に対する働きかけを強め、国際的連携による原油価格の引き下げを努力する、④投機による石油価格上昇を防ぐため、消費国における石油備蓄が十分な量を維持できるよう、石油供給国に働きかける、⑤ヘッジファンド等に対する何らかの国際的規制を実施することを国際社会へ提案する、等。</p> <p>「脱地球温暖化 戦略」(～脱温暖化で、地球と人との共生を～)をとりまとめており、その実現に全力を尽くす。①中・長期目標の設定、②京都議定書目標達成のための国内排出権取引市場の創設、③再生可能エネルギー導入の強力な推進、④地球温暖化対策税の導入、⑤省エネルギーの徹底、⑥森林吸収源対策の推進、⑦環境技術開発、環境負荷低減技術・商品の普及促進、⑧環境外交の促進、⑨脱フロンとのさらなる推進、⑩二酸化炭素の「見える化」の推進、⑪都市過熱化防止など。</p> <p>ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みの構築において、エネルギー効率化の視点を踏まえ、米国および中国、インド、途上国の参加を促すべく、エネルギー効率化への技術移転の推進とともに、ODAの環境分野への集中特化など環境外交を推進、主導的役割を果たす。同時に、酸性雨や黄砂など国境を越えた環境被害に対しても、わが国の環境安全保障の観点から環境外交を強化。</p>	<p>169国会政府提出の「省エネ法改正案」については、オイルショックを契機に省エネが進められてきた産業部門に比べて、民生や運輸部門におけるエネルギー消費は増加傾向もみられることから、事業所単位規制の導入や住宅の省エネ推進は必要な措置と考えて賛成し、成立させた。07年11月、原油価格の高騰によって国民生活が深刻な影響を受けていることに鑑み、緊急に対策を行う必要があるとして「原油価格高騰に関する緊急対策PT」を設置し、12月には、暫定税率の凍結や「福祉灯油制度」の制定などを柱とする「原油価格高騰緊急対策」を取りまとめ、政府に対しても、対策を行うよう申し入れた。</p> <p>今国会で、政府提出の「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」について、「二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供」「白熱電球などの普及の促進」等の修正を盛り込ませ、成立させた。左記事項を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」をとりまとめ、今国会での提出を目指す。</p> <p>左記事項を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」をとりまとめ、今国会での提出を目指す。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル法制の見直し <ul style="list-style-type: none"> －政府・自治体・消費者・事業者の各々が適切な役割を果たす仕組みを構築し、有効な資源循環と適正な廃棄物処理を実現する循環型社会を実現 －微量PCBが混入した廃重電機器(コンデンサ、トランス)の安全かつ合理的な処理方策の整備 	<p>①廃棄物・リサイクル法制度の統合、②有価・無価に影響されない廃棄物の定義、③リサイクル施設に対する環境規制の適用、④製造者の製品引取義務(拡大生産者責任)の明記、⑤デポジット・埋立税・焼却税・資源税等の導入(経済的措置)、などを内容とする「資源循環・廃棄物管理法案」をとりまとめる。</p>	<p>資源循環・廃棄物管理法案について独自案をまとめ、二度のパブリックコメントを実施し内容を充実。03年156通常国会において、政府・与党に先がけて、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案」を参議院に提出した。現在、環境部門会議に「廃棄物・リサイクル対策小委員会」を設置して、具体策を検討中。</p>
<p>6. 公德心をもち心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新教育基本法の理念に基づく施策の展開等 <ul style="list-style-type: none"> －日本の伝統や文化、歴史に関する教育の充実 －公德心を持つ人材の育成に向け、若者が多様な社会的活動に参加しやすい環境の整備、税制等により社会教育を担うNPO等の活動を支援 ・教育振興基本計画の策定・実施等 <ul style="list-style-type: none"> ①学校の選択・評価 <ul style="list-style-type: none"> －学校選択制の拡大、教育の受け手の評価を踏まえた学校評価システムの充実、学校選択の結果を反映した予算配分の実現) ②学校や地方への権限委譲 <ul style="list-style-type: none"> －学校(校長)や地方に対する人事、予算、学級編成・教育課程の編成などに関する権限委譲 ③教員育成 <ul style="list-style-type: none"> －実践的な内容で厳格な修了認定が伴うよう、教員免許更新制の具体的な制度設計を実施 －教員養成・採用制度の改善 －教育の受け手による教員評価制度の普及・促進 －評価結果の教員配置・処遇への反映 ④教育現場と企業との連携 <ul style="list-style-type: none"> －キャリア教育、環境教育、ものづくり、食育などの教科横断的分野での教育現場と企業との連携促進 ⑤高等教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> －高等教育機関の教育・研究活動に対する評価の充実と評価の予算配分や教員の処遇への反映 	<p>民主党の「日本国教育基本法案」において、教育の理念を規定。日本の文化や伝統を育ててきた我々の祖先を尊敬し、さらに深化し育てられる子孫に受け継ぐことは大切。その具体的なあらわれとして伝統、文化、芸術を尊び、知恵の泉である学術を振興する。また、異年齢・異世代との交流、団体活動等を通じて子どもたちが社会を知り、ルールと教養、自律心を身につけられるように、自主的な学校運営の下で、毎週土曜日は、地域の様々な団体・企業等の協力を得て、スポーツ、自然体験や野外活動、ボランティア、伝統文化の継承等の活動を行う。</p> <p>民主党は、教育振興基本計画に、わが国の国内総生産に対する教育に関する国の財政支出の比率を指標として、教育に関する国の予算の確保及び充実の目標を盛り込むことを主張。また、学校評価については、必要な情報を本人及び保護者等の関係者に提供し、かつ、多角的な観点から点検及び評価に努める旨を規定し、国及び地方公共団体による支援も規定。</p> <p>教育における責任の所在が曖昧な現行の教育行政を見直し、国の責任と市町村の役割を明確にした教育制度を構築する。①国は、義務教育における財政責任(教育に対するGDP比公財政支出(現3.1%)を先進国並みの5%に拡充など)、「学ぶ権利」の保障について最終責任を負う。②現行の教育委員会制度を見直し、自治体の長が責任をもって教育行政を行う。市町村は、学習内容・具体的な学校運営等について、首長の責任の下で民主的に運営し、自らの創意工夫で自由に行う。③学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等の参画する「学校理事会制度」により、主体的・自律的な運営を行う。</p> <p>教員がその崇高な使命を果たし、職責を全うできるように、人員を確保し、養成と研修の充実を図る。①教員の養成課程は6年制(修士)とする。②教員の資格、身分の尊重、適正な待遇の保障については国が責任を持つ。③教育行政の体系を簡素にし、現場の主体性を尊重することにより、教員を煩雑な事務から解放し、教育に集中できる環境をつくる。</p> <p>職業選択などの進路指導について児童・生徒の相談に応じることができる仕組みを充実させる必要があり、専門的知識をもって指導及び助言を行う専門相談員を全国の小学校、中学校、高等学校に配置する。学校現場での企業等との連携を促し、相談体制と指導力を充実させる。</p> <p>「学生・研究者本位の大学」、「創意ある不断の改革を現場から自発する大学」、「社会に開かれ、社会と連携・協働する大学」を目指し、「象牙の塔」から「時代が求める人づくり・知恵づくりの拠点」として大学改革をすすめる。世界的にみて低い高等教育予算の水準見直しは不可欠であり、従来の学校単位の支援から個別研究プロジェクト単位の支援に転換する。</p>	<p>民主党のめざす教育の理念を盛り込んだ民主党独自の「日本国教育基本法案」を2006年164臨時国会、2007年166通常国会に提出した。</p> <p>民主党独自の「日本国教育基本法案」を2006年164臨時国会、2007年166通常国会に提出した。</p> <p>民主党独自の「日本国教育基本法案」を2006年164臨時国会、2007年166通常国会に提出し、学校教育力の向上3法案として、「教員免許制度改革法案」、「地方教育行政適正化法案」、「学校環境整備振興法案」を2007年166国会提出した。</p> <p>民主党独自の「日本国教育基本法案」を2006年164臨時国会、2007年166通常国会に提出し、学校教育力の向上3法案として、「教員免許制度改革法案」、「地方教育行政適正化法案」、「学校環境整備振興法案」を2007年166国会提出した。</p> <p>「学校教育法改正案(スクールカウンセラー及びガイダンスカウンセラー法案)」を2001年以來3回提出し、2007年166国会にも再提出し、衆議院にて継続審議中。</p> <p>高等教育の漸進的無償化に向けた理念を盛り込んだ民主党独自の「日本国教育基本法案」を2006年164臨時国会、2007年166通常国会に提出した。</p>
<p>7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就労形態の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現 <ul style="list-style-type: none"> －専門性や創造性が高い仕事を行う労働者を対象に勤務形態を柔軟化 －企業・職場の実態に即した柔軟な働き方の促進 －雇用・就労形態の多様化を推進する環境整備 ・民間の活力を重視した職業能力開発 <ul style="list-style-type: none"> －職業紹介・相談や能力開発に対する民間委託の対象範囲の拡大 －若年者雇用の促進に向けた職場体験やインターンシップの推進とジョブ・カード構想の実現 ・労働市場・労働基準に係る規制改革 <ul style="list-style-type: none"> －雇用保険二事業の見直し・効率化 －社会復帰促進等事業の整理・削減 －試行雇用(トライアル雇用)の促進など企業の実態に即した障害者雇用政策の推進 ・外国人材を積極的に受入れるための総合的な体制整備 <ul style="list-style-type: none"> －専門的・技術的分野の在留資格拡大 －供給不足分野への受け入れ推進 －外国人研修・技能実習制度の見直し －外国人登録法の見直し －外国人の在留・就労管理をするための総合的な体制の構築 	<p>高齢者や障がい者、女性も含め、働く意欲のある人がその能力を発揮できる社会、開かれた雇用機会を追求する。多様で柔軟な働き方が可能となるよう、ワークライフバランスを追求する。雇用形態にかかわらず、その就業実態に応じ、均等待遇が確保されるようにする。</p> <p>全世代に対応する人材育成のための職業訓練校の展開、各地域の実情に即した官民職業紹介機関、能力開発機関、地方自治体の連携、地域労使参画の評価制度の確立などをすすめる。自立を希望する若者に対するマンツーマンの就労支援を推進する。</p> <p>雇用保険について雇用のセーフティネットにふさわしい安定した財政運営を確保し、雇用政策における国の責任を明確にする。失業等給付について求職中の職業訓練との連携強化や短時間就業者への適用拡大、雇用保険と生活保護の間の施策検討など、抜本的改革をすすめる。</p> <p>国際化と国内の少子高齢化の流れの中で、外国人をどのように受け入れていくかという戦略性をもちつつ、日系外国人労働者の劣悪な労働環境を是正する。専門的・技術的分野の受入を拡大する。外国人研修制度の適正な運用を強化する。健康保険や雇用保険などの社会保険の未加入者を根絶する。その他、外国人が日本社会で生活していくための環境整備を行う。</p>	<p>2007年168臨時国会において、与党との修正協議を経て、政府提出の労働契約法案を成立させ、ワークライフバランス、均衡処遇の理念を盛り込んだ。</p> <p>自立を希望する若者に対するマンツーマンの就労支援のため、「若年者の職業の安定を図るための特別措置法案」を2007年166通常国会に提出した。厚生労働部門会議に労働問題作業チームを設置し、議論を重ねている。</p> <p>障害者雇用の促進について、厚生労働部門会議において議論を重ねており、政府提出の障害者雇用促進法案についても対応中。今国会に提出予定の労働者派遣法改正案において、雇用される期間が1年未満であっても、雇用保険の被保険者とするなど、雇用保険適用の拡大を提起している。</p> <p>厚生労働部門会議に民主党外国人労働者問題作業チームを設置し、議論を重ねている。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
8. 道州制の導入の推進と魅力ある経済圏の確立	<p>・道州制の導入と地方分権改革の推進 ー2015年を目途に道州制を導入すべく、2009年までに道州制導入後のわが国のすがたを推進計画、工程表を含めて明示 ー地方分権改革の推進(国から地方へ行政権限・税財源を移譲、国の支分部局の統廃合推など)</p>	<p>○ 新しい「国のかたち」 ・地方分権国家を担う母体を「基礎的自治体」とし、全国を300程度の多様性のある基礎的自治体で構成する。 ・中央政府の役割は、外交、防衛、危機管理、治安から、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会褒章の最終責任、通貨・市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトに限定する。 ・対応可能なすべての事務事業の権限と財源を基礎的自治体に対して大幅に移譲する。</p> <p>○ 地方分権を進めるプロセス ・国の地方支分部局は廃止し、広域的対応が必要な場合は都道府県が連携することにより行う。 ・5～10年間で国から都道府県に大幅に事務事業を移譲するとともに、都道府県が担っている事務事業の1/2程度を基礎的自治体に移譲する。</p> <p>○ 地方の税財源のあり方 ・個別補助金を全廃し、地方公共団体の裁量により用途を決定できる一括交付金制度を創設する。さらに、財政調整制度の強化、安定的財源の拡充を図るために、地方交付税と一括交付金を統合することも含め、地方財政調整制度のあり方の検討を行う。</p>	<p>① 2006年3月に分権調査会で「分権革命ビジョン中間報告」をとりまとめた。 ② 2006年164通常国会に、強力な権限を持った「行政刷新会議」を設立し、国の役割を限定して地方に権限を移譲するための事務事業の見直し等を集中的に行わせる内容の「行政改革推進法案」を提出。 ③ 2006年12月に「政権政策の基本方針(政策マグナカルタ)」を発表し、中央集権制度を抜本的に改革し、地方分権国家を担う母体を「基礎的自治体」とする新しい「国のかたち」を示した。 ④ 2007年5月に分権調査会で中間報告を取りまとめ、新しい「国のかたち」に至る5年～10年の過程を提示した。 ⑤ 2008年2月に「個別の補助金等の廃止による一括交付金制度の創設等に関する法律案」(ひも付き補助金廃止法案)を作成した。本法案には、個別補助金を廃止し、一括交付金を21年度に創設するとともに、23年度から地方間格差の税制機能を強化した、新たな財政調整制度を制度設計し、実施することを盛り込んだ。 ⑥ 今後、更に議論を深めて分権調査会において報告を取りまとめる予定。</p>
	<p>・各地域の個性と創意工夫を活かした地域経済の活性化 ー税制上の支援措置の導入 ー産業クラスターの形成促進 ー企業立地促進 ー農商工連携の推進 ー国内農政改革の推進 ー中小企業自立と活力の向上</p>	<p>地域経済の柱であり、雇用の大半を支える中小企業に対する支援は重要であり、特に事業承継を支援し、中小企業の安定的な活動を支える。具体的には、①中小企業軽減税率を当分の間、現行の22%から11%に引き下げ、②「特殊支配同族会社」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止、③中小企業の事業承継税制は、事業や雇用の継続を条件に、非上場株式会社についても事業用宅地並みの軽減措置を適用、④平成4年度から凍結されている繰戻還付制度は凍結を解除、等。</p> <p>個別補助金の廃止、権限・財源の移譲など実質的な地方分権を実現することで、経済、文化、教育等の各分野で企業・人材の地方定着を促す。自治体が権限・財源を備えることで、地場の中小企業の研究開発促進、地域の伝統的な文化・技術の活用促進などに対する税制上の優遇措置や地域ファンドの体制整備など地域ニーズに応じた施策の迅速な実現、情報の発信・集積能力の向上を進め、地域経済や地域の中小・零細企業の活力を高める。農林漁業・農山漁村再生ビジョンを策定し、①農林漁業経営の安定に資する所得補償制度の創設、②消費者ニーズに適う生産体制に転換につながるトレーサビリティシステムの導入等、③意欲ある農林漁業者など多様な主体が生産から加工・流通販売までを取り込んだ6次産業化の実現を図る。</p> <p>中小企業が活力を持って光り輝き、安定的で健全な国民生活が実現する環境を整えるため、中小企業憲章を制定する。具体的行動指針は、①次世代の人材育成・職業訓練の充実、②公正な市場環境の整備と情報公開、③中小企業金融の円滑化、④技術力の発揮と向上、⑤中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり、等。</p>	<p>昨年末に「民主党税制改革大綱ー納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築くー」をとりまとめた。169国会政府提出の「中小企業経営承継円滑化法案」については、団体等の要望も多く、民主党の政策にも合致することから、賛成し成立させた。169国会政府提出の「農商工連携法案」「企業立地促進法改正案」についても、省庁の枠組みを超えた支援策を打ち出して利便性の向上を図ろうとしたこと、支援のメニューが多用であることの意義を認め、賛成し成立させた。</p> <p>07年10月「農業者戸別所得補償法案」を参議院に提出、参院可決、衆院否決。「食の安全・安心対策関連法案」を本年4月に衆議院に提出。</p>
	<p>・社会資本のサービス向上・運営の効率化に向けたPFIのさらなる活用 ー事業者選定(多段階選抜や競争的対話等)や事業運営(契約の柔軟な見直し等)などに関する制度の改善 ー運用ガイドラインの整備</p>	<p>PFI制度をさらに積極的に活用するため、導入する数値目標を定めるとともに、促進を阻害する法律・政省令・条例等の改正をすすめる。これにより、民間の創意工夫を活かした質が高く効率的な事業を取り入れ、税金の無駄づかいをなくす。</p>	<p>99年145回通常国会で民主党も含め、超党派で「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が成立。その後も、01年第153回臨時国会、05年第162回臨時国会で対象を拡大などの改正が行われたが、民主党も賛成。現在、国土交通部門に「公共事業検討小委員会」を設置し、具体策を検討中。</p>
	<p>・緊急度の高い産業・物流インフラの戦略的・重点的整備 ー首都圏三環状道路の早期整備 ー国際標準コンテナの通行支障区間の早期解消など 港湾・空港へのアクセス改善 ーコンテナヤードのゲートオープン時間の延長(24時間化) ー税関の臨時開庁手続き・手数料の廃止 ー利便性の高いシングルウィンドウシステムの構築</p>	<p>物流面での玄関口としての空港と港湾に関しては、全ての窓口において効率化を進めることを前提としつつ、特定重要港湾の複数の港湾、特に消費地への近接性や、高規格道路等との接続性を考慮した上で、選択と集中の考え方のもとで、特定の国際物流拠点を24時間化を進める。その他の空港および港湾は、国内物流のモーダルシフトを進め、全体として国際物流と国内物流の拠点の棲み分けを明確にする。港湾は電子通関制度の導入と組み合わせ、通過手続きを大幅に改善し掛かる日数を格段に短縮。通関の簡素化・電子化推進を通しハード・ソフト面の利用効率性を向上。人流交通においても、モーダルシフトを進めるとともに、自転車交通環境の整備を進める</p>	<p>荷主が輸送機関を選択する立場にあることを重視し、荷主等にモーダルシフト推進計画の策定と実施状況の報告を義務づけることを主な内容とする「複合一貫輸送の推進に関する法律案」を2003年の156通常国会に提出した。2002年154通常国会から継続して総合的なインフラ整備、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築などを盛り込んだ「交通基本法案」を提出。国土交通部門会議において、総合交通ビジョンの策定の論議を開始。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国の推進 <ul style="list-style-type: none"> －省庁間の連携強化など政府の推進体制の強化 －実施体制の一本化など海外プロモーション体制の効率化 －国際空港の早期拡充 －出入国手続の簡素化・迅速化 －ビザ発給手続の簡素化・透明化 －地域の魅力開発に向けた人材の育成 －中韓との交流人口の拡大に向けた両国政府との協力の推進 ・良質な住宅の提供 <ul style="list-style-type: none"> －住宅及び住環境の質的向上 －住宅の流通市場の整備 －新耐震基準、バリアフリー化、環境基準を満たす住宅の取得、建設・改修に係る工事費の一定割合を控除する住宅投資減税制度の導入・拡充 －住宅投資や設備投資等の円滑な実施に向けた効果的・効率的な建築確認審査体制の整備 ・防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> －自然災害などに備えた省庁の枠を越えた危機管理体制の強化 －企業・行政・NPOの連携体制の整備 	<p>各地域の魅力向上に向けた街づくり、景観形成、農山村や里山づくりを推進。国は、地方自治体と地域住民が主体となった取り組みを支援。各地域の歴史や伝統・文化、貴重な自然の保全と活用をすすめ、住民への教育の場を提供。休暇・休日制度を再検討し、より柔軟に休暇を取得できる仕組みを作り、休日の分散化をすすめるとともに、総合的な交通体系の整備を推進。景観に配慮した街や交通施設、国内外からの観光客の視点にたった情報提供を推進。総合的な観光戦略を構築する行政機関の設置を検討。</p> <p>質・面積ともに低く抑えられてきた賃貸住宅の充実促進を誘導、中古住宅の流通促進、住宅ローン証券化、リバースモーゲージの促進、ノンリコース、職住接近のまちづくりを推進。高齢者が公営住宅、都市機構など公的賃貸住宅に安心して住み続けられるセーフティネットづくり。リフォーム詐欺対策などと合わせ住宅業界における悪徳業者の排除、各種制度改善。</p> <p>災害発生後の救急活動や情報伝達、交通規制や応急復旧などを円滑に進めるため、国・地方公共団体・警察・消防・自衛隊・民間企業・ボランティア・NPO等の役割分担、協力体制の整備を進める。</p>	<p>観光政策推進調査会を設置し、関係者からのヒアリングや現地視察を行い、観光政策・中間報告をとりまとめ。地域の人たちが、地域への愛着と誇りを持って地域をつくること、観光振興につながるという民主党の政策をベースとした法案を提示し、与党と協議し、06年165臨時国会で、民主党の提案がほとんど取り入れられ、「観光立国推進基本法」が成立。民主党の意見も反映させ、07年166通常国会でエコツーリズム推進法が成立。今国会において、観光庁設置を盛り込んだ「国土交通省設置法等の一部改正案」が民主党の修正を取り入れて成立。</p> <p>06年の第164回通常国会に、①建築の最終確認は「行政」が行うこととし行政の実務能力をアップさせる、②設計・施工・管理を分離する、③建築事務所の開設を建築士に限り不当な圧力を排除する、④責任と誇りを持った建築士を育成するため建築士会への強制加入を義務化する、⑤建築に関与した全ての人をリスト化し公開する、⑥広告に保険加入の有無を表示させることを盛り込んだ法案を提出。07年の第166通常国会で、「住宅セーフティネット法案」を超党派で成立させる。本年4月にまとめた「緊急経済・生活対策」に、リフォーム・耐震・環境を重点とした住宅ローン減税制度の拡充、構造計算適合性判定制度の改善等を盛り込む。</p> <p>被災者生活再建支援法について、住宅本体への支援金使途適用を内容とする議員立法を過去4回にわたり提出。168臨時国会(2007年)において与党からも同趣旨の法案が提出されたことにより、与野党にて協議がまとまり、法改正が実現した。</p>
<p>9. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結 <ul style="list-style-type: none"> －積極的な役割を果たすべく、グローバルな貿易・サービスの自由化を促進 －国内産業の競争力強化に資する構造改革の推進 ・わが国にとって重要な国・地域との経済連携協定(EPA)の締結 <ul style="list-style-type: none"> －韓国、ベトナム、インド、豪州との早期のEPAの締結 －東アジア経済共同体の構築を視野に、2011年までに東アジア全域に及ぶEPAを成立 －米国及びEUとのEPAに関する産学官共同研究の早急な開始 －資源・エネルギー、食料供給国とのEPA等の経済関係を強化するための枠組み整備 ・戦略的なODA及びその他の政策金融機能の活用 <ul style="list-style-type: none"> －資源・エネルギー確保や地球環境問題解決等の観点からの戦略的なODAの活用 －円借款、無償資金協力、技術協力の有機的な結びつきによる官民連携した効果的な国際協力体制の整備 ・対外経済政策 <ul style="list-style-type: none"> －民間の意見を継続的に取り入れる仕組みの確立 －対外交渉及び必要な国内構造改革の政府一体となつての推進 ・通関・港湾諸手続など貿易諸制度の抜本的改革 <ul style="list-style-type: none"> －貿易手続改革プログラムの着実な推進 －日本版AEO制度の構築ならびに同制度の主要貿易相手国との相互認証の推進 －利便性の高い原産地証明制度の確立 －主要港における広域連携の推進 	<p>WTOにおいて貿易・投資の自由化に関する協議を促し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け日本がリーダーシップを果たすよう努める。</p> <p>EPAは、世界経済や産業構造、雇用との関わりなど多くの面に置いて重要な影響が及ぶことから、将来の国家像を見据え、国際競争力強化の切り札と位置付け、積極的に推進する。WTOの理念との整合性を求めつつ、アジアに向けて開かれた日本の実現のため、一元的・一体的な交渉窓口をつくる。日韓FTA、日米FTAを早期に締結する。</p> <p>ODAを抜本的に見直し、相手国の自然環境の保全と生活環境の整備に重点的に援助することで、日本が地球環境問題で世界をリードする地位を築く。エネルギーの安定供給確保の観点から、資源保有国に対する戦略的な外交を強化するとともに、開発途上国等に対し、省エネ技術、環境対策技術等の技術移転を進める。一国だけでは解決できない環境問題や貧困問題など「人間の安全保障」への取り組みについても、ODAを積極活用する。</p> <p>オープンな経済外交戦略で地域の繁栄と平和を創造する。現行の事業規制は全てゼロベースで見直し、民間事業活動に関する規制を撤廃する。他方、公正競争の環境が確保されるように、制度・組織の整備を推進する。農業を含む政策を根本的に見直すことで、我が国が通商分野で国際的に主導権を発揮する環境を整える。</p> <p>特定重要港湾などの24時間化を進める。全体として国際物流と国内物流の拠点の棲み分けを明確にする。港湾は電子通関制度の導入と組み合わせ、通過手続きを大幅に改善し掛かる日数を格段に短縮。通関の簡素化・電子化推進を通しハード・ソフト面の利用効率性を向上。</p>	<p>169国会に提出された「WTO譲許表改正」に併せて、WTO交渉の進捗状況等について政府の姿勢を確認し、ドーハラウンドの早期妥結に向けた取り組みを要請。</p> <p>169国会において、日・ブルネイ、日・インドネシア、日・ASEANのEPAについて賛成するとともに、政府に対し、戦略的にEPA交渉を進めるよう要請。加えて、東アジア共同体構想について、政府の姿勢が場当たり的で戦略性に欠ける点を追及した。</p> <p>参議院ODA特別委員会にて、「洞爺湖サミット・TICADIVに向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議」を採択。また、ベトナムのカントー橋崩落事故についての調査を積極的に行った。</p> <p>経済産業部門会議にて、グローバルな経済の動向について、勉強会を開催。経済政策のあり方について、検討を行っている。</p> <p>169国会に提出された「港湾法改正案」の審議の際に、電子情報処理組織による管理、入港料率の設定等についての届出制の導入等について、円滑な法の執行を図ることなど、政府に対して、港湾諸手続を柱とする貿易諸制度の適切な運営を求めた。</p>

優先政策事項	主な政策課題	左記の政策課題に対応した民主党の政策	政策実現に向けた取り組みと実績
10. 新憲法の制定に向けた環境整備と戦略的な外交・安全保障政策の推進	・戦略的な外交政策の推進 －日米同盟を基軸としながら、中国・韓国など近隣諸国との信頼関係を強化	日米両国の対等な相互信頼関係を築き、新時代の日米同盟を確立する。また、アジアの一員として、中国、韓国はじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げる。	日米同盟の重要性を認め、わが国の外交及び安全保障の基軸と位置付けるとともに、民主党と中国共産党との間で設置した「交流協議機構」を通じ、定期的、継続的に交流・協議を行い、両国にまたがる課題に対し、両党の信頼関係の中、違いを乗り越えて問題解決への道を切り開いている。また、小沢代表と李新大統領会談において、東アジアの安定のために、日韓両国民の絆を深め、両国の信頼関係を強化していくことを確認した。
	・国際貢献の推進 －国際的なテロリズムの防止・根絶のために行われる国際社会の取組みに日本が積極的かつ主体的に寄与できるための法制度の整備 －安全保障に関する基本法ならびに国際平和協力に関する一般法の整備	テロの背景には、貧困や社会的格差、不平等などがあり、紛争予防の観点から、わが国は国際社会と一致団結してテロ根絶に取り組むことが重要。国際協調の枠組みの下、わが国にふさわしい国際貢献や一般法の制定も含め、自衛隊の海外派遣のあり方について正面から議論。	アフガニスタンの復興支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに寄与し、平和及び安全の確保に資することを目的とした「テロ根絶法案」を参議院に提出し、1月11日参議院本会議にて可決。
	・総合的な安全保障の実現 －現在の安全保障会議を抜本的に強化し、日本版NSCとして機能	専守防衛を国是とする国として、情報収集・分析・対応能力の向上が喫緊の課題。	十分なチェック機能を付与し、情報収集衛星の主体的な運用、情報本部の充実、国連・各国政府・NGO等との連携を積極的にすすめる。
	・新憲法の制定 －憲法改正の実現に向けた各界各層における国民的議論の喚起	現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めるという立場に立つ。しかし、現政権・与党のもとで、拙速な改憲論議に与しない。まず解散・総選挙によって民意を反映する議会を選出することが冷静な憲法論議の第一歩であると考え。	2006年より各地で憲法対話集会を開催し、憲法についての自由闊達な意見交換に務めている。

政策本位の政治実現に向けた党内の取り組み(政権公約のフォローアップ体制など)	『次の内閣』のもと、衆参委員会に対応する形で11の部門会議、また、部門を横断する課題に対応するため21の調査会・PTを設置し、マニフェストに掲げた政策課題の実現に向けた政策立案活動、立法活動を展開している。また、衆議院の予備的調査制度など、国会の調査機能を活用し、国民に必要な情報を開示しつつ、国会における政策論議の深化を図っている。	168臨時国会では30本の議員立法を提案し、その内、被災者生活再建支援法改正案、政治資金規正法改正案等12法案が成立、5法案が参議院で可決した(一覧表別紙)。 169通常国会においては、70法案以上の立法化に取り組んでおり、提出済み法案は50本を超える(一覧表別紙)。 また、政府提出法案にしても、公務員制度改革基本法案や少年法改正案をはじめ民主党の政策主張を取り入れた修正を行ったうえで可決した法案は10法案を超え、野党でありながらも民主党の法案実現力は明確に高まっている。
政治資金の透明性向上に向けた取り組み	(1) 政党・政治資金団体に対する条件付寄附を禁止する。(いわゆる迂回献金禁止) (2) 政党本部・政治資金団体の収支報告書に対する外部監査を義務付ける。 (3) 政治団体の事務所費の透明化。 ・国会議員関係政治団体のみならず、全ての政治団体が人件費を除く全ての支出について、領収書の徴収・保存、収支報告書への領収書の添付と支出明細の記載などを義務付ける。 ・政治団体が領収書等を保存する期間を3年から5年に拡大する。 (4) 普通預金や保有する現金の残高を収支報告書に記載させる。 (5) 政治団体から同一の政党・政治資金団体への寄附は年間1億円まで、政党・政治資金団体以外の同一の政治団体への寄附は年間3千万円までとする。 (6) 政治団体間の寄附に際し、銀行振込みを義務付ける。 (7) 収支報告書の保存期間を5年に延長し、インターネットによる公開を義務付ける。 (8) 寄附を受領できる政党支部の数を制限する。 など	○左記の(1)(2)(4)～(8)について・・・2005年10月に国会に提出した「政治資金規正法改正案」に盛り込んで提案した。 ○左記の(3)政治団体の事務所費の透明化について・・・民主党の下記の取り組みにより、2007年12月に、国会議員関係の政治団体が人件費を除く全ての領収書等を公開し、登録政治資金監査人制度を創設することを柱とする政治資金規正法の改正を実現した。 (民主党独自の政治資金の透明化の取り組み) ・党本部、都道府県連、党所属国会議員が代表者を務める総支部および資金管理団体を対象として、2007年4月1日以降の事務所費、光熱水費、備品・消耗品費、政治活動費のうち1件1万円を超える支出について、領収書等の徴収並びに5年間の保存を義務づけ。 ・本部および県連・総支部の収支について公認会計士・税理士による外部監査を実施。 ・党所属国会議員等の資金管理団体の収支報告書について、自発的会計監査の実施とその意見書の党本部への提出を要請。 ・党所属国会議員の公設秘書について、法改正で禁止された「65歳以上および配偶者」に加え、「三親等以内の親族」の採用も禁止。採用状況を党ホームページで公開。(政治資金規正法改正案の提出等) ・2007年3月、全ての政治団体の1件1万円を超える事務所費・政治活動費等の支出について、領収書の徴収・保存、報告書への領収書の添付と支出明細の記載などを義務付ける「政治資金規正法改正案」を国会に提出。 ・2007年10月、左記の(3)の内容を盛り込んだ「政治資金規正法改正案」をとりまとめるとともに他党に提示。